特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印

（あて先）甲州市長

令和　　年　　月　　日

甲州市税条例第42条の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。				
所在地 （住所）				
フリガナ 名称 （氏名）				
代表者の 職氏名印	㊞	電話番号	－　　－	
法人番号			担当者	（連絡先） （氏　名）
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに異なります		
理由	※該当する番号に〇を付けてください。 1．給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2．その他（理由：　　）			

関与税理士 署名押印	（連絡先） ㊞

【注意事項】

1．届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。

2．この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※　給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

3．この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔例〕この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで　　◎3月分 ⇒ 4月10日まで　　◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【提出先】〒404-8501　山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1　甲州市役所　税務課　市民税担当